

南九州市告示第148号

南九州市任意予防接種費用助成事業実施要綱を次のように定めた。

令和 8 年 8 月 5 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市任意予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、乳幼児等の健康の増進を図ることを目的として実施する予防接種の費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「任意予防接種」とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項に規定されていない予防接種とする。

(対象の予防接種の種類と対象者)

第 3 条 任意予防接種のうち、費用の助成対象となる予防接種（以下「予防接種」という。）の種類は次の表の左欄に掲げるとおりとし、その対象となる者は、接種日において、本市に住所を有する者であって、次の表の左欄に掲げる予防接種の種類に応じ、同表の右欄に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

予防接種の種類	対象者
おたふくかぜ	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、おたふくかぜワクチンの予防接種を 2 回以上受けたことがある者を除く。 (1) 1 歳以上 2 歳未満の者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
インフルエンザ	生後 6 か月から12歳となる日の属する年度の末日までの間にある者及び妊婦

(助成額等)

第 4 条 対象者に対する助成金額及び助成回数は、次の表の左欄に掲げる予防接種の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる額及び回数とする。

予防接種の種類	助成金額	助成回数
おたふくかぜ	1 回あたり 3,000 円	当該年度に 1 回
インフルエンザ（注射・不活化ワクチン）	1 回あたり 2,000 円	当該年度に 2 回 （ただし、妊婦は 1 回に限る）
インフルエンザ（経鼻・生ワクチン）	1 回あたり 4,000 円	当該年度に 1 回 （ただし、2 歳以上 12 歳以下に限る）

（助成対象期間）

第 5 条 助成対象期間は、対象者に通知する期間とする。ただし、生後 6 か月以上 12 歳以下のインフルエンザ予防接種（注射・不活化ワクチン）において、1 回目の予防接種を受けた後、疾病等により 2 回目の予防接種を助成対象期間に受けることができなかった場合に限り、助成対象期間を 1 ヶ月延長することができる。

（委託医療機関及び助成の申請）

第 6 条 委託医療機関は、市が指定する医療機関とする。

2 予防接種を受けようとする対象者は、市が交付した予診票を委託医療機関に提出し、当該委託医療機関が定める接種費用から第 3 条に規定する助成金額を控除した額を、実費として当該委託医療機関に支払うものとする。

3 市は、前項の予診票を原則として再発行しない。

（委託医療機関への助成金の支払）

第 7 条 委託医療機関は、前条第 2 項の規定により対象者が接種を受けたときは、当該対象者に代わって助成金に相当する額を委託料として市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該委託料を委託医療機関に支払うものとする。

（不正利得の返還）

第 8 条 市長は、偽りその他不正な手段により給付を受けたと認めたときは、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（事故の処理）

第 9 条 予防接種に係る事故の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予防接種は市の行政措置とし、その実施中に生じた事故の処理は市が行う。

(2) 予防接種が原因で健康被害が生じ、受託医療機関等に故意又は重大な過失がない場合は、南九州市予防接種事故災害補償規則（平成 19 年南九州市規

則第95号)の規定に基づき、救済措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。